

○羽村市福祉センター条例施行規則
平成11年1月4日規則第5号

改正

平成15年3月31日規則第15号
平成18年2月8日規則第4号
平成18年3月31日規則第18号
平成18年9月29日規則第47号
平成22年3月30日規則第7号

羽村市福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、羽村市福祉センター条例（平成10年条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館日)

第2条 羽村市福祉センター（以下「福祉センター」という。）は、通年開館とする。ただし、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までは、休館日とする。

2 市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第3条 福祉センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 前項に定める開館時間について、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(申請)

第4条 福祉センターの会議室等を使用しようとするときは、羽村市福祉センター使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用申請期間は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の前2月の属する月の初日から使用日までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の使用申請に対する承諾は、原則として申請の順による。

一部改正〔平成18年規則4号・22年7号〕

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定により使用申請があった場合において、申請者に対し使用の承認又は不承認について、使用承認（不承認）書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の使用承諾書は、福祉センターを使用する際これを提示しなければならない。

一部改正〔平成22年規則7号〕

(施設使用の時間区分)

第6条 前条の承認に基づき福祉センターの会議室等を使用するときは、次の各号の時間区分による。

- (1) 午前の部 午前9時から正午まで
- (2) 午後の部 午後1時から午後5時まで
- (3) 夜間の部 午後6時から午後9時30分まで

一部改正〔平成22年規則7号〕

(入場の制限)

第7条 市長は、次の各号の一に該当する者の入場を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 火薬類その他の危険物を所持する者
- (2) 他人の迷惑になる物品又は動物の類を携行する者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある者
- (4) 飲酒又は薬物の影響で正常な行為ができない状態にあると認められる者
- (5) 感染症等の疾病があると認められる者
- (6) その他管理上支障があると認められる者

一部改正〔平成22年規則7号〕

(使用者等の義務)

第8条 使用者又は入場者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

一部改正〔平成22年規則7号〕

(委任)

第9条 この規則の施行に必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成22年規則7号〕

付 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成15年規則第15号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成18年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年規則第18号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年規則第47号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則（平成22年規則第7号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。